

2003年10月30日

内閣官房  
知的財産戦略推進事務局  
内閣参事官 甲野正道様

社団法人日本映像ソフト協会

## 「コンテンツ専門調査会」に対する意見

当協会は、コンテンツ・ビジネス振興に係る課題について、次のとおり意見を申し上げます。

### プロテクション技術の保護について

#### 1 はじめに

コンテンツ・ビジネスの発展のためには、著作権等の権利執行が円滑かつ迅速に行うことのできる環境が整備されていることのほか、DVDビデオなどにおけるコンテンツのプロテクション技術の開発及び保護強化が大前提となります。

この問題は、「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」が担当される問題と重なるかも知れませんが、コンテンツ・ビジネス固有の問題であり、かつ、その発展基盤をなすものであることから、ぜひ、コンテンツ専門調査会でも議題として検討していただきたいと考えます。

#### 2 具体的な検討課題について

##### (1) 著作権法による保護対象の拡大

現行の著作権法では、「コピー制限」を目的とする技術であっても、アクセスコントロールの手法を採っているものは、著作権法上の「技術的保護手段」に当たらないとされています。

例えば、DVDビデオには、著作権者の意に反して複製されないようにするため、コピーコントロール技術として、

- ① CSSによる暗号化
- ② CGMS
- ③ マクロビジョン

が複合的に用いられていますが、このうち②及び③は、著作権法上の「技術的保護手段」として保護を受けているのに対し、①のCSSによる暗号化は、アクセスコントロールとされ、著作権法における「技術的保護

手段」ではないと整理されています。

①を無効化するプログラムや機器の配布等に対しては、不正競争防止法に基づき措置が可能ですが、不正競争防止法による規制には、次の弱点があります。

- ・ 刑事罰の適用がない。
- ・ 無効化機器等を「使用」すること自体は、規制対象でない  
(著作権法上の技術的保護手段の回避により可能となったことを知りながら行う複製は、私的複製でも違法とされていることと比べると、大きな差がある。)
- ・ 損害賠償請求は理論上可能であるが、損害の立証が極めて難しく、實際上、抑止力に欠ける。

CSSはCGMS等と一体となるることにより究極的な「コピー制限」を目的とする技術であり、実際にもコピー制限として機能しています。

そこで、著作権法を改正し、CSSのように、コピー制限を目的として用いられている技術的手段を、著作権法における「技術的保護手段」に追加していただきたいと考えます。

## (2) ハードとソフトとの協力関係の強化

今日、DVDビデオのコピーを結果として可能にすることを目的としたソフトウェアが多数販売され、又はインターネットで送信されているという実態があります。

このような事態に対して有効な対策を採るべく、今後、ハードウェアメーカーとコンテンツ提供者との間で緊密な協力関係を構築していく必要があります。

そして、その協力関係のもとで、①…コンテンツ流通の基盤をなす保護技術の研究開発の促進・強化、②…①に対する公的支援、③…保護されたコンテンツの無許諾複製等を排除する法の方策の構築等を行っていく必要があると考えます。